

(4) 発達脳科学専攻修士論文の提出方法及び審査方法に関する申合せ

平成31年3月11日
教務専門委員会議定
脳科学研究教育センター長制定

(趣旨)

第1条 この申合せは、北海道大学脳科学研究教育センター発達脳科学専攻教育プログラム内規(以下「内規」という。)に定める修士論文(以下「修士論文」という。)の提出方法及び審査方法に関し必要な事項について定めるものとする。

(修士論文の提出方法)

第2条 内規第7条第1項に基づき、発達脳科学専攻履修生は所属する学院(以下「所属学院」という。)の学位論文と同一のものをセンター長に電子媒体で提出する。提出期限は、それぞれの所属学院の学位論文提出期限と同期間とする。

2 修士論文には、論文内容の要旨を添付する。

3 修士論文提出予定者は、予めセンター長が定める所定期日までに「修士論文題目届」を提出する。

(修士論文の審査委員)

第3条 内規第8条に規定する修士論文の審査は、複数の学院の基幹教員の審査委員をもって充て、審査委員の選出は、センター運営委員会教務専門委員会(以下「教務専門委員会」という。)が行う。

(修士論文の審査方法)

第4条 審査委員は、修士論文内容が内規第8条の研究分野であるか否かについて審査し、予めセンター長が定める所定期日までに審査結果をセンター長に報告する。

2 審査委員は、審査の必要に応じて修士論文提出者に修士論文に関する発表と質疑を求める事ができる。

(修士論文の合否判定)

第5条 教務専門委員会は、センター長の付託に基づき修士論文の合否判定を行う。

2 教務専門委員会は、審査に合格した修士論文の公開発表会を行う。

(雑則)

第6条 この申合せに定めるもののほか、修士論文の提出方法及び審査方法に関し必要な事項は、教務専門委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成16年9月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。